

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 事業系一般廃棄物等収集運搬処理業務 (単価契約)
2 施行場所 埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地
独立行政法人水資源機構 総合技術センター
3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4 内容等 仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟覧のうえご提出をお願いします。

記

- 1 現場説明 実施しません。
2 見積書等
1) 様式等 別紙1の見積書様式を用いて作成するものとします。
見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印してください。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送(配達記録が残る方法)による。(※FAX番号等は、4)に記載)
3) 提出期限 令和8年3月24日(火) 12:00 まで
4) 提出先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 契約担当 宛
FAX 048-853-1787
電子メール nyukei_sougicenter@water.go.jp
5) 質問書 令和8年3月16日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、原則として、提出期限の翌日までに当センターHPに掲載します。
6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和8年3月25日 12時00分までとします。
7) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積の無効を主張することはできません。
3 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
4 その他
1) 契約単価は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、毎月または一定期間ごとの履行確認後のお支払いとなります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

5 見積方法

見積書には、下記表のように1回あたりの単価に回数を乗じて、年間総額を記載してください。

区分	収集物	収集回数	1回あたりの単価 (円)	年間総額(円) (回数×単価)
可燃物①	紙ごみ・生ごみ・シュレッ ダーごみなど			
可燃物②	段ボール・新聞・雑誌類な ど			
資源物	もっぱら物(びん・か ん)、一般廃棄物(ペッ トボトル)			
小計				
消費税				
年間総額合計				

※消費税及び地方消費税率は、10%として計算してください。

※記載金額に円未満の端数がある場合は、切り捨てとします。

決定方法

年間総額合計の比較により決定し、契約は1回あたりの単価での契約とします。

仕 様 書

第1条 この仕様書は、独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「発注者」という。）が施行する事業系一般廃棄物等収集運搬処理業務(単価契約)（以下「業務」という。）に適用する。

第2条 業務を履行する場所は次のとおりとする。
埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地
独立行政法人水資源機構 総合技術センター

第3条 履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする

第4条 履行期間中、さいたま市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。

第5条 業務の具体的内容は、次のとおりとする。

1. 発注者敷地内で排出される可燃物、資源物を定められた回数収集運搬し、さいたま市が指定する場所（再生事業者含む）に搬入する業務とこれに付随する一切の業務を受注者は行う。
2. 収集の範囲は以下のとおりとする。
 - ・可燃物①：生ごみ、紙ごみ、シュレッダーごみ など
 - ・可燃物②：段ボール、新聞、雑誌類 など
 - ・資源物：もっぱら物（びん及び缶）、一般廃棄物（ペットボトル）
3. 収集回数及び概算数量等は数量表のとおりとする。
4. 収集は、発注者の営業日に行うものとする。
5. 収集作業は、安全かつ効率的に実施するものとする。なお、ごみの取り残しがあった場合、その外発注者から指示があった場合は、速やかに対応すること。
6. 事業系一般廃棄物等を収集する際、その日収集した廃棄物を可燃物①、可燃物②、資源物ごとに分けて各収集重量(kg)を計量し、記録し、収集日ごとの収集重量が分かるようまとめた実績表を、毎月の請求書と共に提出すること。なお、実績表の内容については本契約締結後に本業務担当職員と協議することで決めるものとする。

第6条 資源物について、発注者は以下のとおり分別の上、受注者に収集を依頼することとする。
もっぱら物（びん及び缶）、一般廃棄物（ペットボトル）

第7条 受注者は以下のとおり資源物について処理を行う。

1. 飲料びん：埼玉県の廃棄物再生事業者のうち「ガラスくず」の登録がある業者へ運搬すること。
2. 飲料かん：埼玉県の廃棄物再生事業者のうち「金属くず」の登録がある業者へ運搬すること。
3. 受注者は発注者から処理を委託されたもっぱら物を、その積み込み作業の開始から持込先への搬入の完了まで法令に基づき適正に処理しなければならない。

4. もっぱら物については、再生事業者へ運搬すること。また、受注者は再生事業者との間において、契約書等を別途作成し、交わすこととする。
5. 廃棄物の廃棄方法については発注者に委任することとする。

第8条 本業務を行うために必要な経費等（清掃センター等での処理手数料を含む。）は全て受注者の負担とする。

第9条 受注者は、業務の遂行にあたり、関係する法令等の規定等を遵守しなければならない。

第10条 仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

数 量 表

区分	運搬車両	定義(廃棄物の種類)	収集回数	概算数量 (kg/年)	備考
可燃物 ①	専用車両	紙ごみ・生ごみ・シュレ ッターごみ など	92回/年 (毎週2回(火・金))	4,730	土日祝日、5 月1日及び 12月29日か ら1月3日ま での期間を 除く。
可燃物 ②	専用車両	段ボール・新聞・雑誌類 など	26回/年 (隔週木曜日、ただし 次週の収集日が休日 の場合は次の週に収 集を行う)	1,194	
資源物	専用車両	もっぱら物(かん・び ん)、一般廃棄物(ペッ トボトル)	26回/年 (隔週水曜日、ただし 次週の収集日が休日 の場合は次の週に収 集を行う)	371	

※一般廃棄物の概算数量は目安であり、本業務の数量として確定したものではない。

独立行政法人水資源機構分任契約職

総合技術センター所長 安藤 昌文 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

御見積書

件名：事業系一般廃棄物収集運搬処理業務(単価契約)

区分	廃棄物の種類・摘要	収集回数	1回あたりの単価 (円)	年間総額(円) (回数×単価)
可燃物①	紙ごみ・生ごみ・シュレッ ターごみ など	9 2 回/年		
可燃物②	段ボール・新聞・雑誌類 など	2 6 回/年		
資源物	缶・瓶・ペットボトル な ど	2 6 回/年		
			小 計(円)	
			消 費 税(円)	
			年間総額合計(円)	

※消費税及び地方消費税率は、10%として計算してください。

※記載金額に円未満の端数がある場合は、切り捨てとします。